

令和 8 年度

墨田区青少年対策基本方針



ひと、つながる。
墨田区

墨田区青少年問題協議会

目 次

はじめに	2
令和8年度 墨田区青少年対策基本方針	3
墨田区青少年問題協議会委員	9
資料	
墨田区青少年問題協議会条例	10
墨田区青少年問題協議会条例施行規則	11
青少年対策関係組織図	12
墨田区の青少年人口推移	13
令和7年度 墨田区青少年健全育成区民大会 大会宣言	14

は じ め に

こどもを取り巻く環境は、少子高齢化・核家族化の進行、情報化社会の進展などにより大きく変化しています。近年では、特にスマートフォンの急速な普及により、インターネットを介した新たなコミュニティが構築され、私たちの生活に大きな影響を与えています。これらの情報機器や情報通信ネットワークの発達に伴い、私たちの暮らしはより豊かにそして便利になる一方で、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害な情報が氾濫し、様々なサイトを通じてこどもたちが犯罪に巻き込まれるトラブルが多く発生しています。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、日常生活や学校等における様々な活動にも変化がありました。

このような社会状況の中、墨田区では、次代を担う青少年が健やかに成長し、地域社会の一員として幅広く活躍することを願い、行政と区民が一体となって新しい生活様式にも対応した青少年の非行防止・健全育成活動に取り組んでいます。

本来、こどもは家庭や地域で温かく見守られながら社会との関わりの中で、自己を形成し、地域社会の一員としての自覚を培い、成長していくものです。しかしながら、家庭の多様化や地域社会におけるコミュニケーションの希薄化傾向の中で、青少年をめぐる諸般の問題を考えると、家庭・学校・地域の連帯感の形成に向けての取組がこれまで以上に求められてきます。

そこで、健全育成の活動に携わる方々の指針となるよう、本年度も墨田区青少年問題協議会での審議の結果、「令和8年度墨田区青少年対策基本方針」を定めました。

青少年関係機関及び団体並びに関係者におかれましては、青少年活動を進めるに当たり、この方針に沿って青少年の非行・被害防止並びに健全育成活動を積極的に推進されますようお願いいたします。

令和8年7月

墨田区青少年問題協議会

令和8年度 墨田区青少年対策基本方針

1 趣旨

今日の青少年をめぐる問題は、少子高齢化・核家族化の進行、情報化社会の進展等を背景に複雑化・深刻化しており、とりわけ、メディア環境の急速な変化に伴い、インターネットの長時間利用やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などをきっかけに、いじめや自殺、性被害、さらにはいわゆる「闇バイト」への応募から犯罪に巻き込まれるなどといったトラブルが大きな社会問題となっている。

また、オーバードーズをはじめとした薬物に絡む重大事故の発生や乱用、児童虐待の増加、生活困窮世帯に属するこどもの貧困に加え、こども・若者自身が介護者（ヤングケアラー）となり、勉学や生活などに支障を来す事態も生じている。さらに、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、社会経験や知識等が少ない若者をターゲットにした消費者被害の拡大が懸念されるようになったことや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に日常生活や学校等において、「新しい生活様式」へと行動変容が生じたことも相まって、若者を取り巻く社会環境の変化は激しさを増し、青少年の意識や行動にも少なからず影響を与え、様々な問題として現れてきている。

こうした中、令和5年12月には、こども基本法に基づく「こども大綱」が定められ、全てのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども・若者施策を総合的に推進するための体制が整備された。本区においても、常にこどもをまんなかに捉え、こどもや子育て家庭の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」の実現を掲げた。

どのような環境の中でも、いつの時代においても、青少年の健全な育成は、我々大人の責務であり、本区としても、青少年の心の変化や新しい生活様式にも対応した青少年健全育成・非行防止活動を、家庭、学校、地域、関係機関・団体が一体となって展開していくとともに、区が掲げる「暮らし続けたい・働き続けたい・訪れたいまち」の実現に向けて、「人と人とのつながり」を強め、地域力を高めていくため、青少年の健全育成をより一層推進していく必要がある。

このような認識に立ち、青少年の健全育成活動の指針とするため、令和8年度の「墨田区青少年対策基本方針」を策定する。

2 令和8年度の基本的考え方

〔ひきこもり・ニート〕

令和4年に内閣府が実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、ひきこもり状態（妊娠や病気等による場合を除き外出頻度が比較的低い状態が6か月以上）の者は、15～39歳の層で2.05%であり、15歳～64歳の生産年齢人口においては全国で約146万人と推計されている。また、総務省における「労働力調査（基本集計）」によると、令和6年の15～39歳の若年無業者（ニート）は、80万人であり、前年と比べ4万人増加している。このように、若者の社会的自立の遅れは深刻であり、その対策や自立性・社会性を育む取組が求められている。

また、青少年が被害者・加害者となる凶悪な事件が後を絶たず発生していることから、これまで以上に家庭、学校、地域、関係機関・団体が連携・協力しながらこども・若者を見守る体制を整えていく必要がある。

〔インターネット利用・SNS〕

こども家庭庁が実施した「令和6年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、青少年の98.2%がインターネットを利用しており、小学生から高校生における1日のインター

ネット平均利用時間は302.3分で2年前と比べて21.8分増加している。

このような中、SNSなどに起因したいじめや性被害等の犯罪が依然として後を絶たず発生しているほか、インターネット上には有害情報が氾濫し、青少年の健全な育成を阻害する要因が多く潜んでいる。

これらのトラブルを未然に防止するため、区内の小中学校では、SNS学校ルールを設ける等のメディア教育に取り組んでいる。また、学校だけではなく、まずは、家庭において、こどもと十分に話し合い、こどもとの共通理解の下に、各家庭でのルールをつくることが大切であるため、家庭内でのメディア教育に取り組めるよう、保護者や地域の方々をはじめ、広く区民に対して啓発活動を行っていくことが求められている。

〔不登校・いじめ・自殺〕

文部科学省が実施した「令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、全国における「小・中学校における不登校児童生徒数」は、353,970人と過去最多となったものの、増加率は2.2%であり、前年度と比較して低下している。不登校児童生徒数が増加した背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透をはじめ、コロナ禍以降の保護者や児童生徒の登校に対する意識の変化、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導・必要な支援や、生活リズムの不調等を抱える児童生徒に対する指導・支援に課題があったことなどによると考えられる、と同調査において考察されている。

同調査による「いじめの認知件数」は、令和2年度に一旦減少したものの、その後4年連続で増加に転じ、令和6年度は前年度比5.0%増で過去最多となっている。これは、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、一人一台端末を活用した心の健康観察の導入をはじめ、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどによると考えられる、と同調査において考察されている。

いじめ問題について、区では、各学校における「学校いじめ防止基本方針」の策定や、インターネットを活用した匿名による報告相談、こころとからだのWEB健康観察、24時間対応の「いじめ相談窓口」のほか、毎月10日を「すみだ いじめ防止の日」として意識啓発を図るなど、いじめの防止や早期発見に取り組んでいるところである。

厚生労働省の自殺の統計によると、こどもの自殺者数は増加傾向が続いており、令和6年の全国の小・中学生、高校生の自殺者数は529人で、過去最多となった。この状況を鑑み、令和7年6月に自殺対策基本法の一部を改正する法律が制定され、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むこと等が基本理念に明記された。

墨田区自殺対策計画（第2次）においても重点施策として、こども・若者の自殺対策に取り組んでいくところである。

また、不登校やひきこもり、自殺の問題については、本人が抱える様々な問題を理解するとともに、立ち直り等の支援をしていく必要があり、いじめ問題とともに、今後も家庭、学校、地域、関係機関・団体が連携した対応が求められている。

〔薬物乱用〕

薬物乱用防止については、近年、覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどといった違法薬物に加え、オーバードーズ（市販薬の過剰摂取）が広がるなど、乱用薬物の多様化、規範意識の低下、携帯電話・インターネットなどの普及により、薬物乱用の拡大、低年齢化が憂慮されている。

警察庁による「令和6年における組織犯罪の情勢」では、覚醒剤事犯により検挙された30歳未満の者は974人で前年に比べ48人増加した。また、大麻事犯で検挙された30歳未満の者は4,478人となり、検挙人員全体の約7割を占めている。さらに、危険ドラッグについては、その乱用者の

検挙人員に占める30歳未満の者の割合は、約6割であった。

このような状況の中、薬物乱用の実態把握やインターネット上の違法・有害情報の削除など、撲滅に向け様々な対策が進められており、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用の防止に向けた啓発活動の更なる充実が求められている。また、東京都は「東京都安全安心まちづくり条例」において、危険薬物に関する情報の共有化を図るなどの取組を行っており、新たな危険薬物の乱用の根絶に向けた取組の推進が求められている。

〔こどもの貧困〕

こどもの貧困問題については、厚生労働省が実施した「令和4年 国民生活基礎調査」によると、17歳以下のこどもの貧困率は11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は44.5%と高い状況にある。貧困家庭におけるこどもの中には、十分な学習や娯楽等の機会が制約されるなど、社会的体験が希薄であり、将来への希望が持てなくなる例が見受けられ、非行や犯罪につながることもあるため、貧困家庭を社会全体で支えていくことが求められている。

区では、将来を担うこどもが健やかに成長するよう、必要な環境整備を図り、オールすみだでこどもの笑顔があふれるまちをめざすため、「墨田区こども計画」に基づき「こどもの貧困対策」を進めている。

〔児童虐待・ヤングケアラー〕

親によるこどもへの虐待が深刻な社会問題となっており、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和6年度は223,691件となった。主な傾向としては、心理的虐待に係る対応件数が依然として最も多く、件数も133,024件と全体の59.5%を占めている。また、警察等からの通告による対応件数が最も多く、115,644件で全体の51.7%を占めている。本区でも対応件数は高止まりで、令和6年度は1,225件であった。このうち虐待と認定した種別は、心理的虐待が43.2%、ネグレクト30.1%、身体的虐待26.6%であった。

令和2年度に国が実施した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」によると、世話をしている家族が「いる」と回答したこどもは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%であり、その中には世話をしているにもかかわらず自分のやりたいことへの影響は特にないと回答したこどもが半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生は5割弱であった。また、令和3年度に小学生及び大学生を対象にして同様の調査を行った報告書によると、世話をしている家族が「いる」と回答した小学6年生は6.5%、大学3年生で6.2%であった。

区では、令和6年11月5日に保健所、子育て支援、教育分野の一部機能を集約した「すみだ保健子育て総合センター」の開設に併せて東京都江東児童相談所のサテライトオフィス（連携拠点）を設置し、都児童相談所と区子育て支援総合センターの間でも、児童虐待事案についての情報共有や協議、合同調査なども行う体制を整えた。今後は、福祉・介護・医療・子育て・教育等関係機関の連携によるヤングケアラーの早期発見と適切な支援へつなげる取組も求められている。

〔青少年の犯罪動向〕

青少年による犯罪動向については、警視庁の統計によると、令和7年中、都内において検挙・補導された非行少年の数は5,050人で、前年に比べ172人（3.5%）増加した。うち、刑法犯少年は4,153人で、前年に比べ52人（1.3%）増加し、特別法犯少年は、841人で前年に比べ160人（23.5%）増加した。非行少年は平成22年から減少傾向であったが、令和5年からは増加の傾向にある。不良行為少年は、平成30年から令和3年まで減少傾向であったが、令和4年に大幅な増加へ転じ、令和5年からはほぼ横ばいで推移している。行為別では、深夜はいかいが18,460人で最多で、前年に比べ1,569人（7.8%）減少した。非行少年の主な特徴として、薬物事犯の検挙人員は321人で前年比83人（34.9%）増加した。特殊詐欺の検挙人員は、103人で前年に比べ11人減少しており、少年の特殊詐欺の再犯者率は69.9%で、少年の刑法犯全体の再犯者率（33.0%）と比べ

て非常に高い状況である。あわせて、初発型非行の一つである万引きの検挙・補導人員は1,342人で前年に比べて89人増加しており、学職別では高校生が396人（29.5%）で最多、次いで小学生が370人（27.6%）となっている。小学生については前年比65人（14.9%）減少した。

また、最近の青少年の犯罪の傾向として、闇バイトと称する犯罪行為が社会問題となっており、知人や先輩などによる勧誘、SNSやインターネット掲示板、求人サイト等で「高収入」「ホワイト案件」「簡単な仕事」などと甘い誘いで仕事が集められ、詐欺や強盗などの重大事件に加担してしまう可能性があり、青少年の非行防止に対する取組への理解と活動の推進が求められている。警視庁では、学校や各関係機関と積極的に連携し、セーフティ教室など青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年の犯罪被害防止に取り組んでいる。

以上のような状況から、区では、平成30年度に策定した「墨田区子ども・若者計画」を、墨田区こども条例の理念を推進するため、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」と一体化した「墨田区こども計画」として令和6年度に改定し、本区におけるこども・若者育成支援施策の一層の推進を図っている。

については、本年度、次の5つの重点目標を設定し、以上の課題に取り組むこととする。

3 重点目標

- (1) 健全な明るい家庭づくりを推進しよう
- (2) 青少年の社会参画を促進しよう
- (3) 社会環境の浄化・健全化を推進しよう
- (4) 家庭、学校、地域、関係機関・団体の連携を強化しよう
- (5) 青少年の非行・被害防止運動を推進しよう

目標 1

健全な明るい家庭づくりを推進しよう

家庭は、こどもを健全に育成するための重要かつ基本的な場である。こどもが日常生活を通じて、社会の一員としての自覚を持った自律的な人間となるよう、親が規範意識を育むお手本となり、基本的な「しつけ」や「社会のルール」などを理解させるとともに、家族のふれあいを深め、安らぎのある明るい家庭づくりを推進する。

- (1) こどもは親の鑑、自ら規範意識を持ち真剣に生きる姿を見せよう。
- (2) 家族が互いに理解し合えるよう、何でも話し合える雰囲気づくりを常に心がけよう。
- (3) 家族一人ひとりが家族の一員として自覚を高め、家事の分担などそれぞれの役割を担おう。
- (4) 保護者は家庭教育について積極的に関わり、家庭教育の重要性について理解を深めよう。
- (5) やってはいけないことや間違った行為は、しっかり正そう。
- (6) 元気で「あいさつ」ができるように、親がこどもにしつけよう。
- (7) 「いじめは、絶対に許されない」ことを家庭内でこどもにしっかりと理解させ、いじめの兆候など、こどもの様子をよく観察して見守ろう。
- (8) 「早寝 早起き 朝ごはん」を実践して、こどもに基本的・健康的な生活習慣を身に付けさせ、「気力・体力・学力」の向上につなげよう。
- (9) 家族や親子で地域行事等に積極的に参加するなど、共同体験を豊かにし、家族のふれあいを深めることや家族全員で過ごす時間を大切にしよう。
- (10) テレビの過剰な視聴、モバイルゲームやスマートフォン等の過度な利用などについて話し合い、生活習慣が乱れないように規則正しい生活を家庭内で心がけよう。
- (11) インターネットやスマートフォン等の利用について、家庭内でのルールづくりやフィルタリングサービスの活用を努めよう。

目標 2

青少年の社会参画を促進しよう

青少年は、社会との関わりの中で自己を形成し、社会の一員としての自覚を深め人間性豊かに成長していくものである。青少年が様々な社会活動に自主的に参画して、社会奉仕や勤労の意義と喜びを体験することは、自立心や協調性などを培う上で大切なことから、地域社会活動参画への働きかけやジュニア・リーダー等の育成、青少年グループの自主的活動を促進する。

- (1) 青少年団体等の社会活動を通じて、自律性と社会性を培い、「生きる力」を育成するとともに、仲間を思いやり、助け合うことの大切さを学ばせよう。
- (2) こどもたちの声に耳を傾け、主体性・自主性が尊重され、こどもたちの興味や関心を引き出す場や機会の創出など、生き生きとした地域活動が展開されるよう支援しよう。
- (3) 自然への愛を育み、地域社会の環境美化をはじめ、環境問題への関心を高めよう。
- (4) ボランティア活動への認識を広めて、その参画を促進し、多様な文化や価値観にふれながら奉仕の精神を養おう。
- (5) 職場体験学習等の場や機会を提供し、地域産業への理解を深めるとともに、社会人・職業人として自立できるよう支援しよう。
- (6) 地域社会でスポーツ・レクリエーション・野外活動・芸術文化活動等の体験活動を充実し、青少年の積極的な参画を促進しよう。

目標 3

社会環境の浄化・健全化を推進しよう

青少年を取り巻く社会環境は刺激的な要素が多く、成長の過程にある青少年の心身に与える影響は多大である。区、関係機関・団体及び地域住民は一体となって、「非行を許さない」・「犯罪の被害者や加害者にならない」・「事故のない」、明るい、安全・安心なまちづくりをめざして社会環境の浄化・健全化を推進する。

- (1) 不健全図書類等の販売実態を把握し、啓発活動を行うとともに、有害なチラシやポスターを一掃しよう。
- (2) インターネット上で、「有害情報」などの閲覧や書込み、情報発信をすることがないよう、その適正な使用について、家庭で注意をすることが基本であり、地域等ではその啓発活動を進めよう。
- (3) 青少年が自主的に活動し、利用することのできる「居場所」づくりを進めよう。
- (4) 「地域防犯パトロール」活動や「すみだこどもの110番」運動を積極的に実施し、青少年の安全を確保しよう。
- (5) 交通マナーの普及啓発に努め、交通災害から青少年を守り、違法駐車や放置自転車等もない安全なまちにしよう。

目標 4

家庭、学校、地域、関係機関・団体の連携を強化しよう

こどもの豊かな人間形成を図り、社会の担い手として成長していくために、家庭、学校、地域はそれぞれの役割を理解し、その機能を補完し合うなど、青少年健全育成上の課題の把握や解決に向け、連携をより一層強化していくとともに、関係機関・団体とも連絡調整を図る。

- (1) 家庭、学校、地域、関係機関・団体は、情報交換を密にし、日頃から相互の理解を深め、協力し合おう。
- (2) 学校は、地域との連携・協力を深め、地域社会の活動に協力しよう。

- (3) 保護者や地域住民等は、「地域のこどもはみんなわが子」の気持ちでこどもたちに接しよう。
- (4) 「いじめは決して許されない」「いじめを見過ごさない」ということをこどもたちに教えるとともに、こどもの小さな変化を見逃がさず、関係者は一体となって、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて努力しよう。
- (5) 親の子育て不安解消に向けた取組を地域で進めるとともに、関係機関の子育て支援の一層の充実を図ろう。
- (6) こどもの権利侵害を防止するための啓発活動を進め、保護を必要とするこどもや家庭への支援の充実を図るとともに、児童虐待など地域で気になることがあれば、子育て支援総合センターや児童相談所等に連絡（通報）しよう。
- (7) 学校内や登下校時におけるこどもたちの安全確保のための活動を推進しよう。
- (8) 「あいさつや声かけ」がこどもたちを守り育て、そして地域に根ざした運動になるように取り組もう。
- (9) 若年無業者やフリーター、ひきこもりの問題が深刻化していることから、放課後学習の推進や特別支援教育の充実を図るなど、こどもたちの発達段階に応じた教育、支援を行い、社会で自立した生活を送る上での基本や学習内容の定着を図ろう。
- (10) こどもの将来が、その生まれ育った状況によって左右されることなく、平等に教育を受ける機会や様々な体験の機会を得られるよう、必要な環境整備を図り、オールすみでこどもたちを支援しよう。
- (11) 家庭、学校、関係機関・団体等は連携して、不登校や自殺等の予防・早期対応及び解消に取り組もう。

目標 5

青少年の非行・被害防止運動を推進しよう

青少年による非行や問題行動は、依然として憂慮すべき状況が続いていることから、青少年の非行防止に対する様々な取組への理解を深め、関係機関・団体、地域住民は、その防止のために、なお一層多様な活動を推進する。

- (1) 暴力団が区民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、青少年が暴力団と関係を持ち被害に巻き込まれないように、区や青少年関係機関・団体が一体となり、啓発活動などを展開しよう。
- (2) 犯罪被害防止とともに、加害者にもならないよう、SNS等のコミュニティサイトの利用が危険と隣り合わせであることを認識させ、他人への誹謗中傷や有害情報の書込み防止など、インターネット上のルール・マナーを守るよう啓発活動を進めよう。
- (3) 危険薬物等に対する区民の理解を深めるとともに、販売等の情報を知り得た場合は情報提供を行えるよう、「危険ドラッグ」等の有害性や危険性について正しい知識の普及啓発に取り組もう。
- (4) 性非行の防止及び性行動の低年齢化を防止するために、正しい知識の普及啓発に取り組もう。
- (5) 青少年が非行に陥らないよう、不良行為等の問題行動の早期発見、立ち直り支援に取り組もう。
- (6) 「一声運動」や「地域懇談会」など、地域での地道な活動を積み重ねながら、区民の非行・被害防止意識を高めよう。
- (7) 「万引き、自転車窃盗、自動販売機荒らしは犯罪である」ということをこどもたちに認識させ、「しない・させない・見逃さない」ように、地域全体で見守りを強化しよう。
- (8) 国が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「社会を明るくする運動強調月間」等に併せ、引き続き関係者の連携を強化し、啓発活動に取り組もう。

墨田区青少年問題協議会委員

(令和8年7月1日現在)

会長 墨田区長

山 本 亨

区議会議員（条例第2条第4項第1号）（4名）

あ べ よ し た け
と も 宣 子
中 村 あ き ひ ろ
船 橋 け ん ご

学識経験者（条例第2条第4項第2号）（23名）

墨田区立小学校長会会長（言問小学校長）
墨田区立中学校長会会長（桜堤中学校長）
高等学校長代表（都立両国高等学校長）
墨田区私立幼稚園連合会会長（向島文化幼稚園長）
墨田区立小学校PTA協議会会長（両国小学校PTA会長）
墨田区立中学校PTA連合会会長（寺島中学校PTA会長）
墨田区青少年委員協議会会長
墨田区少年団体連合会会長
墨田区スポーツ推進委員協議会会長
墨田区民生委員・児童委員協議会会長
本所防犯協会会長
向島防犯協会会長
墨田区保護司会会長
墨中地区青少年育成委員会委員長
本中地区青少年育成委員会委員長
両中地区青少年育成委員会委員長
竪中地区青少年育成委員会委員長
錦中地区青少年育成委員会委員長
吾嬬二中地区青少年育成委員会委員長
寺中地区青少年育成委員会委員長
文花中地区青少年育成委員会委員長
桜堤中地区青少年育成委員会委員長
吾嬬立花中地区青少年育成委員会委員長

中 嶋 保 徳
吉 岡 大 司
鳥屋尾 史 郎
吉 川 宜 範
高 橋 誠 二
黒 木 為 則
加 藤 才 智
小 澤 裕 二
島 田 泰 子
齋 藤 正 樹
廣 田 健 史
風 間 利 昭
有 馬 慶 子
西 村 紀 子
白 石 祐 一
山 口 仁 美
阿 部 修 三
小 林 厚 子
坂 井 正 廣
堀 口 義 晃
市 川 清 豊
長 谷 川 和 宏

関係行政機関の職員（条例第2条第4項第3号）（7名）

警視庁本所警察署長
警視庁向島警察署長
東京都江東児童相談所長
墨田公共職業安定所長
東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
東京保護観察所保護観察官
向島労働基準監督署長

須 山 浩 道
村 島 修 平
栗 原 博
水 野 治
古 賀 真理子
清 水 晴 美
生 見 卓 也

区の職員（条例第2条第4項第4号）（6名）

墨田区副区長
墨田区教育委員会教育長
墨田区産業観光部長
墨田区福祉部長
墨田区保健衛生部長
墨田区子ども・子育て支援部長

岸 川 紀 子
加 藤 裕 之
瀬 戸 正 徳
中 山 誠
渡 瀬 博 俊
高 橋 義 之

墨田区青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び45人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 協議会に副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。

(1) 区議会議員

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 区の職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、委嘱され、又は任命された時における前条第4項各号に掲げる身分を失ったときは、第1項の規定にかかわらず、委員の身分を失う。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、協議会の意見を聴いて、委員を解任することができる。

(会長及び副会長の権限)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長にともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会の会議は、区長が招集する。

(定足数及び表決数)

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 協議会の審議事項等について専門の事項を調査させるため、協議会に専門委員会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区規則で定める。

墨田区青少年問題協議会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、墨田区青少年問題協議会条例（昭和30年墨田区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、墨田区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 条例第2条第4項第3号の関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 本所警察署長
- (2) 向島警察署長
- (3) 東京都江東児童相談所長
- (4) 墨田公共職業安定所長
- (5) 東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
- (6) 東京保護観察所保護観察官
- (7) 向島労働基準監督署長

2 条例第2条第4項第4号の区の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副区長
- (2) 教育長
- (3) 産業観光部長
- (4) 福祉部長
- (5) 保健衛生部長
- (6) 子ども・子育て支援部長

(協議会の会議)

第3条 協議会の会議は、随時必要に応じて開催するものとする。

(議案の提出)

第4条 委員は、議案を提出しようとするときは、文書によりその件名、提出理由及び必要な資料を協議会の会議の開催7日前までに会長に提出するものとする。

(専門委員会の所掌事項)

第5条 専門委員会は、会長の命を受け、協議会の施策に反映させるため、次に掲げる事項について調査を行う。

- (1) 青少年を取り巻く環境の浄化に関すること。
- (2) 少年の健全育成に関すること。
- (3) その他青少年問題に関すること。

(専門委員会の構成等)

第6条 専門委員会の構成その他必要な事項は、会長が別に定める。

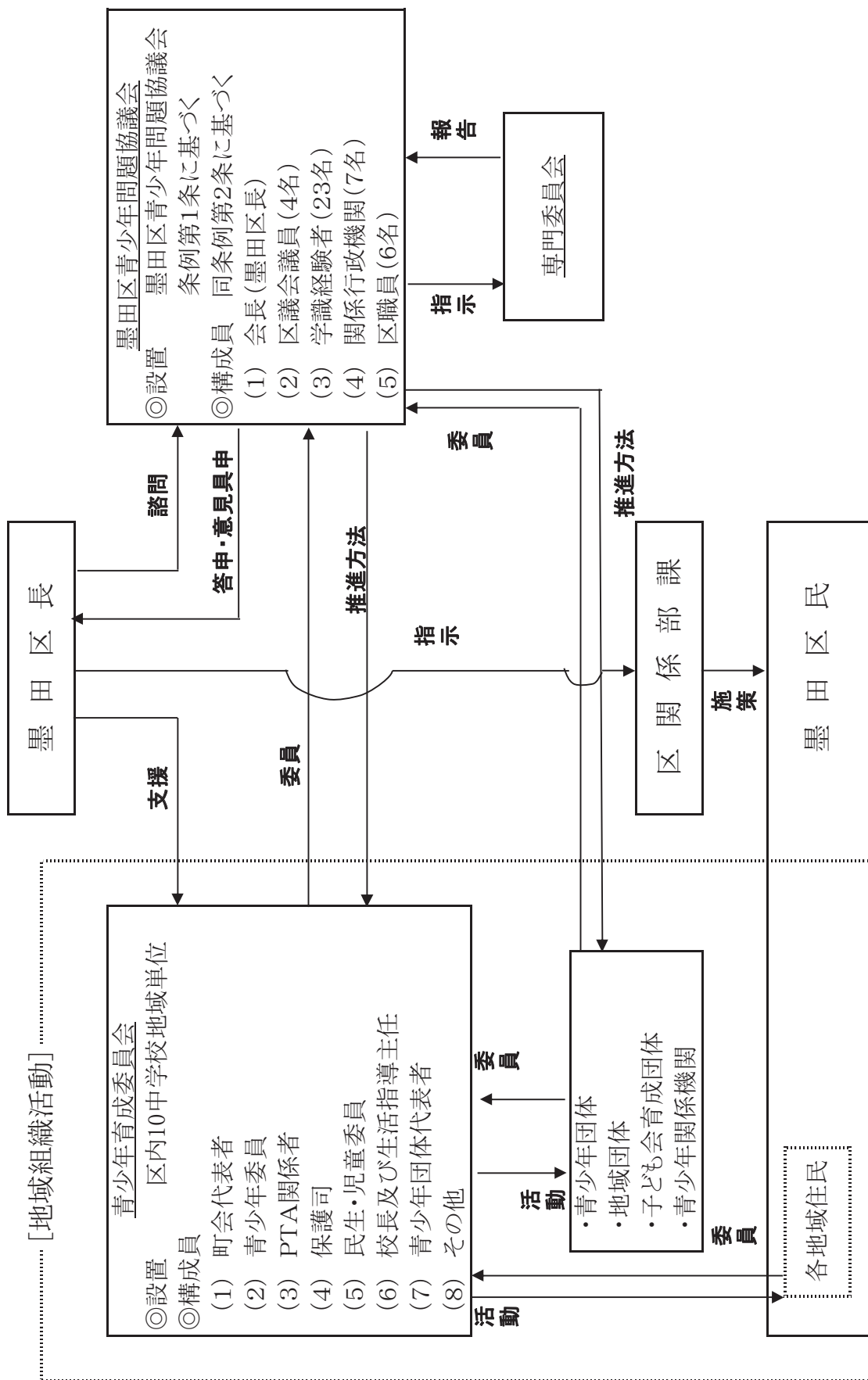
(協議会及び専門委員会の庶務)

第7条 協議会及び専門委員会の庶務は、墨田区教育委員会事務局地域教育支援課において処理する。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

青少年対策関係組織図



墨田区の青少年人口推移

(単位＝人：各年1月1日現在)

年 年齢		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
0～5歳	男	6,153	5,894	5,743	5,506	5,407
	女	5,944	5,622	5,471	5,288	5,317
	計	12,097	11,516	11,214	10,794	10,724
6～11歳 (小学生)	男	5,588	5,545	5,617	5,599	5,612
	女	5,295	5,379	5,491	5,478	5,407
	計	10,883	10,924	11,108	11,077	11,019
12～14歳 (中学生)	男	2,678	2,725	2,748	2,799	2,740
	女	2,527	2,529	2,495	2,532	2,604
	計	5,205	5,254	5,243	5,331	5,344
15～17歳 (高校生)	男	2,565	2,645	2,659	2,709	2,778
	女	2,448	2,515	2,577	2,550	2,547
	計	5,013	5,160	5,236	5,259	5,325
18～29歳	男	20,616	22,119	23,585	24,334	24,663
	女	20,925	22,761	24,055	24,580	24,697
	計	41,541	44,880	47,640	48,914	49,360
総 計	男	37,600	38,928	40,352	40,947	41,200
	女	37,139	38,806	40,089	40,428	40,572
	計	74,739	77,734	80,441	81,375	81,772
総 人 口		275,724	279,985	284,555	287,302	288,833
総人口に占める割合		27.11%	27.76%	28.27%	28.32%	28.31%

令和7年度 墨田区青少年健全育成区民大会 大会宣言

次代を担う青少年の健やかな成長は、私たち大人の願いであり責務でもあります。

本日、墨田区青少年健全育成区民大会に参加した私たちは、青少年の健全育成に向けて力を合わせて取り組む決意を新たにするとともに、家庭、学校、地域そして行政、関係機関・団体等が、それぞれの役割及び責任を果たし、この取組を進める決意を込め、次のように宣言します。

- 一 子どもたちに社会のルールを理解させ規範意識を育むとともに、家族のふれあいを深め、「早寝 早起き 朝ごはん」など健康で規則正しい生活を身につけさせ、明るい家庭づくりに努めます。
- 一 地域の子どもはみんなわが子という気持ちで見守り育て、豊かな人間関係を育むため「あいさつや声掛け」を行い、これが地域に根差した運動になるよう積極的に取り組みます。
- 一 家庭、学校、地域、行政などと連携し、不登校やいじめ、児童虐待などの早期発見と適切な対応に努め、子どもたちが安心して生活できる地域環境づくりを行います。また、子どもたちに人権の大切さを教え、いじめや虐待の未然防止に努めます。
- 一 「地域防犯パトロール」活動、「すみだこどもの110番」運動、「有害環境点検調査」など、子どもたちの安全確保と青少年を取り巻く有害な社会環境浄化の取組を積極的に推進します。
- 一 スマートフォン等の使用に当たり、利用時間制限や有害サイトアクセス制限など、家庭でのルール作りを推進し、他人への誹謗中傷、犯罪被害等防止のため、インターネット上のルール・マナーを守るよう啓発に努めます。
- 一 薬物乱用防止に関する啓発活動を推進するとともに、合法と称して販売されている「危険ドラッグ」などの有害性や危険性について、正しい知識の普及啓発に取り組みます。

令和7年11月22日

墨田区青少年健全育成区民大会

令和8年7月 発行

令和8年度 墨田区青少年対策基本方針

発 行 墨田区青少年問題協議会

事 務 局 墨田区教育委員会事務局地域教育支援課

墨 田 区 吾 妻 橋 1 - 2 3 - 2 0

電 話 03(5608)6503(直 通)